

住宅取得資金の社内融資

Q : 当社は、この度、福利厚生の一環として、従業員に対し住宅取得資金の貸付制度を導入することにしました。税務上の注意点がありましたら教えてください。

A : 従業員が負担する金利が年利1%未満となる場合は、給与等として課税されますので注意して下さい。

【解説】

会社が、従業員に対して金銭を無利息又は低い金利で貸付けた場合、その貸付けを受けた従業員については通常の利息相当額と実際に支払っている利息との差額に相当する金額の経済的利益を受けますが、これについては給与等として課税されることとなります。

ただし、その資金が、住宅等の取得資金に充てるための資金で、次の要件を満たすものであるときは、給与等として課税されることはありません。(役員についてはこの適用はありません)

- ①無利息又は年利1%未満でないこと
- ②通常支払われる給与や退職金等に代えて支払われるものでないこと。

なお、会社からの借入金が償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済するものであるなど一定の要件に該当するものである場合には、その借入金について住宅借入金等特別控除の適用が受けられることとされていますので、貸付制度を検討されるのであれば、年利を1%以上にし、償還期間を10年以上にすることで、給与課税や住宅借入金等特別控除の面で有利になるものと思われます。

